

工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、当該工事の仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めており、工事請負契約書 8 建設発生土の搬出先等に「仕様書に定めるとおり」と記入します。

なお、当該工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、**受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければなりません。**

※発注者への提出、説明及び報告は、土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-19建設副産物 第5項及び第6項に基づき実施をお願いします。